

資料 1: アンケートのフォーム

いわゆる「雇い止め問題」についてのアンケート

背景：

2013年4月施行の改正労働契約法によって契約期間が通算5年（大学教員・研究者の場合は特例で10年）を越えると無期契約に転換できると定められました。そのため、10年を越えて無期転換権が発生する前に雇い止めが起きることが懸念されていました。そこで施行から10年目となる2023年4月に文科省が全国の大学・研究機関を対象に調査を行いました。文科省が令和5年9月に公表した「[研究者・教員等の雇用状況に関する調査（令和5年度）の調査結果](#)」では、「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等のうち、無期転換申込権発生までの期間（原則5年）を10年とする労働契約法の特例（以下、「10年特例」という。）の対象者」（特例対象者）のうち、約80%が無期労働契約を締結した又は締結する権利を得たとされています。この結果を受けて、文科省の人材委員会としては「現段階においては本制度が概ね適切に運用され、研究者・教員等の雇用の安定性の確保に一定の役割を果たしている」と評価することができ、直ちに本制度を見直す必要はないものと考えます。」との結論になっています。

アンケートの目的：

昨年4月に行われたアンケートは、文科省が大学・研究機関に対して聞いたものであり、研究者関係者の声や実態はよく分かりません。例えば、研究費等を財源として雇用されている研究者・技官（特殊技能者）が、10年目を迎えた際に、研究費を財源として続けて雇用したくとも、無期転換権の発生を恐れる大学・研究機関のために実質的な雇い止めをされている例もあると想定されます。また、いったん退職して、他大学・研究所等で6ヶ月間のクーリングオフをした後に再雇用するような例も聞きます。大学・研究機関の事情によってさまざまな工夫がされている例もあるようです。そこで、研究者サイドからの生の声を聞き、実態に即して状況を改善し研究力強化に繋がるように研究コミュニティから働きかけていきたいと考えました。

アンケートは、皆さまの属性についての4つの質問（選択式；必須）と、雇い止め関連の3つの質問（選択式；必須）、自由記述の質問4つからなっております。いただいたご回答（自由記述も含む）は、資料としてまとめて文科省や政治家などとの意見交換会で使用させていただくほか、学会ホームページなどで公開させていただきます。回答締め切りは、9月23日（月）とさせていただきます。

なお、本アンケートは匿名式の回答で、メールアドレスを含む個人情報の取得はありません。アンケートの実施者が回答者を特定することもできないシステムとなっています。いったん送信頂いたご回答は、技術上の制約から、お取り下げ頂くことはできませんので、ご了承下さい。自由記述の回答は公開を前提としておりますが、個人情報や公序良俗に反する可能性のある記述につきましては、本学会の将来計画委員会と[SciREX事業「安定性と流動性を両立したキャリアパスの仕組みについての定量・定性的研究」プロジェクト](#)・メンバーで検討の上、除外させていただきます。

日本神経科学学会・将来計画委員会
日本学術会議・神経科学分科会
日本脳科学関連学会連合
生物科学学会連合
SciREX「安定性と流動性を両立したキャリアパスの仕組みについての定量・定性的研究」プロジェクト

お問い合わせ先：

日本神経科学学会 <https://www.jnss.org/>
将来計画委員会 委員長・宮川剛
〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目2-2本郷ビル9F
TEL：03-3813-0272 FAX：03-3813-0296
E-mail：office@jnss.org

3. あなたの任期について教えてください。

- 任期つき（更新回数の制限あり、または更新なし）
- 任期つき（更新回数の制限なし）
- 任期なし
- その他: _____

4. 人材採用に関連し、あなたの立場を教えてください。*

- 人材採用や人事管理の権限を有する立場（研究室主催者、企業での管理職など）
- 人材採用や人事管理の権限を有しない立場

5. あなた、あるいはあなたの周囲の任期付き研究者（ポスドク・技官・研究補助*者を含む）は改正労働契約法（2013年4月施行）によって、影響を受けましたか？どんな影響を受けたか教えてください。

- 特に影響を受けていない
- 良い方向に影響を受けた
- 悪い方向に影響を受けた
- その他: _____

6. 5の質問で、「影響を受けた」と回答された方は、差し支えない範囲で、具体的にどのような影響を受けたかお教えてください。個人情報については記さないで下さい。

回答を入力 _____

7. あなた、あるいはあなたの周囲の任期付き研究者（ポスドク・技術員・研究補助*員などを含む）の中で、本法施行の影響を受け、雇い止めにあう予定の方はいらっしゃいますか？

- いる（あなた自身が該当）
- いる（あなた以外の方が該当）
- いない、または、わからない
- その他

8. 7の質問で、「いる」と回答された方は、差し支えない範囲で、雇い止めが発生する予定の機関・部局名や、具体的な状況などをお教えてください。個人情報については記さないで下さい。

回答を入力

9. あなた、あるいはあなたの周囲の任期付き研究者（ポスドク・技官・研究補助*者を含む）で、本法による無期転換権の発生を避けるために他機関でのクーリングオフを行う予定の方はいらっしゃいますか？

- いる（あなた自身が該当）
- いる（あなた以外の方が該当）
- いない、または、わからない
- その他

10. あなたの研究機関での雇い止め問題への対応について、差し支えない範囲で教えてください。個人情報については記さないで下さい。対応は、ポジティブなものでもネガティブなものでも結構です。

回答を入力

11. その他、改正労働契約法と関連した雇い止めについて、何かご意見や情報がありましたら、お教えてください。個人情報については記さないで下さい。

回答を入力

送信

1/1 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

Google フォーム